

平成27年2月2日

会員各位

一社団法人 日本環境測定分析協会  
会長 田中正廣  
(公印省略)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、協会事業にご協力ご支援を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

ここに「優良事業所表彰」手続き関係書類を送付いたしますので、よろしくお取計らい下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 申請の受付

- (1) 締め切り日 平成27年3月2日(月) 必着
- (2) 申請の手続 優良事業所表彰に係る細則の「選考の基準」に該当している事業所の代表者は、所定の様式書類に記入の上、協会本部に提出してください。
- (3) 様式書類等 (様式) 優良事業所表彰申請書 (7項目について記入)

2. 表彰の実施

会長が表彰に相当と認めた事業所に対して、平成27年5月22日(金)開催の通常社員総会において表彰いたします。

3. 審査手数料

無 料

4. お問合せ先

〒134-0084  
東京都江戸川区東葛西2-3-4  
(一社)日本環境測定分析協会  
「優良事業所表彰」係 宛  
TEL. 03-3878-2811  
FAX. 03-3878-2639

優良事業所表彰の申請書の様式 (Word版) は、協会ホームページの「会員へのお知らせ」からダウンロードできます。

<http://www.jemca.or.jp/info/information/kaiin.html>

(様式)

## 優良事業所表彰申請書

一般社団法人 日本環境測定分析協会  
会長 殿

(〒 )

住所

法人名

代表者氏名

今般、優良事業所表彰を受けたく、下記のとおり申請します。

### 記

[選考基準記載事項]

- 計量証明事業登録日 (又は環境測定分析事業開始日) 年 月  
(初期の登録日をご記入ください。)  
〇〇県 登録番号 〇〇 (濃度、騒音・振動、MLAP)  
日環協入会年月 昭和・平成 年 月
- 協会活動、支部活動への参加状況 (講習会、説明会等の名をご記入ください。)  
(例えば、環境計量士技術研修会 (平成〇〇年〇〇月) に参加)
- 協会が開催する技術発表会、事例発表会等の論文発表  
(例えば、日環協第〇〇回環境セミナー全国大会  
発表題目〇……〇 発表論文のコピーを添付のこと)
- 協会又は公的機関の行う精度管理 (過去3年分の実績を記載)  
(例えば、技能試験 平成〇〇年度〇回参加、平成〇〇年度〇回参加  
SELF 平成〇〇年度～平成〇〇年度  
UILI-ILP 第〇回UILI-ILP国際技能試験参加  
共同実験 〇〇協会 平成〇〇年度「〇〇〇共同実験」  
精度管理 平成〇〇年度環境省〇〇〇統一精度管理調査)
- 社内の企業行動規範 (社内の企業行動規範等を添付して下さい。)
- 環境測定分析士又は環境騒音・振動測定士の有資格者  
環境測定分析士 3級〇〇名、2級〇〇名 ( 部門)、1級〇〇名 ( 部門)  
環境騒音・振動測定士 初級〇〇名、上級〇〇名
- 業界の地位向上又は社会貢献

\*事務連絡担当者の所属、氏名、電話場号をご記入して下さい。

氏名

所属

電話番号

\*申請書が複数ページに及んでも可。

## 優良事業所表彰に係る細則

(一社) 日本環境測定分析協会

(目 的)

第1条 この細則は、表彰規程（昭和56年5月8日制定）第9条に基づき、一般社団法人日本環境測定分析協会（以下、「協会」という。）が、協会の発展、技術の進歩に著しく貢献した事業所を優良事業所として表彰する場合の手続き等について定める。

(表彰の対象)

第2条 対象事業所は、正会員の事業所とする。ただし、既に優良事業所として表彰を受けた事業所にあつては、前回の表彰より10年以上を経過している事業所を対象とする。

(選定の基準)

第3条 選定の基準は、次による。

- (1) 環境測定分析事業に20年以上、協会会員として10年以上の経歴を有すること。
- (2) 協会活動、支部活動へ積極的に参加していること。
- (3) 技術発表会、事例発表会等で論文発表の経歴を有すること。
- (4) 協会又は公的機関の行う精度管理等へ継続的に参加していること。
- (5) 社内に企業行動規範が整備・実践されていること。
- (6) 環境測定分析士又は環境騒音・振動測定士が在籍していること。
- (7) その他業界の地位向上に寄与していること。

(候補事業所の申請)

第4条 前条に該当している会員の事業所の代表者は、別に定める所定の様式の申請書を協会に提出する。

(表彰の選考)

第5条 表彰規程に基づき設置された委員会（以下、「委員会」という。）は、前条の規定に基づき提出された申請書を審査し、表彰を受ける事業所（以下、「被表彰事業所」という。）を選定し会長に推薦する。

(被表彰事業所の決定)

第6条 会長は、委員会の推薦に基づき被表彰事業所を決定する。

(記 録)

第7条 協会は、表彰を受けた事業所を「優良事業所名簿」に登録し、永くその栄誉を記録する。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、協会の通常総会において、これを行う。

附 則

1. 昭和56年 5月 8日制定
2. 昭和57年 1月20日一部改正
3. 平成 4年 1月21日一部改正
4. 平成15年10月 1日一部改正
5. 平成17年10月28日一部改正
6. 平成20年 6月27日一部改正
7. 平成21年 5月20日一部改正し、同日より適用する。